

買え買え詐欺



押し買い



新手の

手口はますます巧妙に!!

悪質商法・詐欺が 高齢者を ねらっています！

監修／東京経済大学教授・弁護士 村 千鶴子

高齢者をねらった悪質商法や詐欺の手口は、日々巧妙化しています。

最新の手口を知って、いざというときに「これは危ない！」と気づけるようにしておきましょう。

送りつけ商法

みなかみ町 TEL 0278-25-5018



買え買え詐欺



「買え買え詐欺」とは…

まずA社からもうけ話（投資や株、ダイヤモンドや金など）のパンフレットが送付されてきます。数日後、B社を名乗る会社から「パンフレットが届いていないか」と電話がかかってきて「届いた人しか購入できないから、代わりに購入してほしい」「後で高値で買い取る」などと購入を勧められます。

信じて購入した後、A社から株券などが送られてきますが、B社には買い取ってもらえず、しばらくするとA社ともB社とも連絡がつかなくなってしまいます。実はA社とB社は同じ詐欺グループで、高齢者をだますために演技をしているのです。

こんな手口にも要注意！

- 「代わりに購入してくれたら手数料を払う」などと言って購入を促す。
- 「お金がない」と断ると、不動産を担保に借り入れる方法や、貸金業者の利用を勧められる。
- 「名義を貸してほしい。後で謝礼をわたすから」などと言う。

だまされないために！-----

- もうけ話にはうそが多い。「値が上がる」「高値で買い取る」「手数料やお礼を払う」などとうますぎる話を持ち出されたら、すぐに詐欺を疑いましょう。
- 勧誘の電話を受けたとき、長く話を聞いてしまうと切りづらくなります。安易に応じず、早めにきっぱりと断りましょう。
- 一度お金を支払ってしまうと、取り戻すことが難しくなります。お金を払う前に、家族や消費生活センターなどに相談しましょう。



送りつけ商法



「送りつけ商法」とは…

突然、「以前お申し込みいただいた商品を今から送ります」などと電話がかかってきて、「申し込んだ覚えはない」と断っても一方的に送られてくるのが「送りつけ商法」です。箱の中には商品と一緒に請求書や現金書留封筒が入っていて、高額の支払いを要求されます。請求を無視したり、「注文していないから支払えない」などと言ったりすると、「忘れてるんじゃないの?」「支払わないなら訴える」と脅迫的な口調で支払いを迫ってきます。

こんな手口にも要注意！

- 「健康食品の試供品を使ってみませんか」と電話がかかってきて、「試供品なら無料だ」と思い承諾すると、商品と一緒に請求書が送られてきた。
- 代金引換で宅配便が届き、「家族の誰かが注文したのだろう」と思ってお金を払って受け取ってしまった。しかし家族は全員覚えがないと言い、業者に電話してもつながらない。



だまされないために！

- 購入する意思がなければ、「買いません。もう電話をかけてこないでください」ときっぱりと断る。
- 心当たりのない荷物や、注文していないのに一方的に送りつけられた荷物は、受け取りを拒否する。
- 送りつけられた荷物を受け取ってしまった場合は、そのまま保管し、14日間たてば処分できる。

- 電話で勧誘されて断りきれずに承諾してしまった場合でも、契約を解除できることがある。できるだけ早く近くの消費生活センターなどに相談する。
- 脅しのような電話がかかってきたり、しつこく支払いを要求されたときは、消費生活センターや警察に相談する。



「押し買い」とは…

「お使いにならない貴金属を高く買い取ります」などと言って買い取り業者が家を訪ねてきて、言葉巧みに高価な貴金属や着物、骨董品などを不当に安い価格で買い取ってしまいます。「査定だけだから」と言って強引に家に上がりこむ業者や、勝手に家の中を物色する業者など、トラブルが後を絶ちません。業者の手に一度渡ってしまった品は、簡単には取り返すことができず、注意が必要です。

こんな手口にも要注意！

- 着なくなったりた着物を処分したいと思い買い取り業者を呼んだが、「貴金属も見せて」としつこく言われ、売る予定がなかった貴金属まで買い取られてしまった。
- 「ペースメーカーの材料に使うプラチナが不足して困っている。貴金属を持っていたら買い取りたい」という人が家に来た。人の命が助かるなら…と思いつつアクセサリーを見せたところ、驚くほど安い金額で買い取られてしまった。

だまされないために！

- 訪問購入で飛び込みの勧誘は法律で禁止されている。呼んでいない業者が来たら、きっぱりと断ること。
- 業者に買い取りを依頼する場合には、一人で応対せず、家族や友人などに同席してもらう。
- 売るときには、必ず業者から契約内容が書かれた書面をもらう。
- 契約を交わした日から8日間は、商品の引き渡しを拒否できると法律で定められている。少しでも悩んだり不安に思っているのなら、8日間は品物を手元に置いておく。



振り込め詐欺

いわゆるオレオレ詐欺



警察や公的機関の職員を名乗る振り込め詐欺が増えています。「警察ですが、あなたの銀行口座が犯罪に使用されています」などと電話をかけてきて、銀行員を装った犯人がキャッシュカードや通帳などを自宅に取りに来ます。

だまされないように!

- 電話で警察や公的機関の職員などを名乗られても、安易に信用しない。名前や所属を確認して一度電話を切り、代表番号に電話をかけて実在するかどうかを確認する。
- 最近では、自宅にお金を取りに来たり、宅配便でお金を送らせたりする「振り込まない振り込め詐欺」が増加している。見ず知らずの人にお金や通帳、キャッシュカードなどは渡さない。



還付金詐欺

役所の職員を装い「お金が戻ります」と電話をかけてきます。「今日中に手続きしないとお金を受け取れない」などと急がせて、銀行やコンビニの ATM（現金自動預け払い機）に誘導し、お金を振り込ませます。

だまされないように!

- 役所や年金事務所などの公的機関が、個人に ATM の操作をさせることは絶対にない。ATM に行くよう指示されたら詐欺を疑う。



- 公的機関が還付金や給付のために手数料の振り込みを求める事はない。冷静になって、役所や消費生活センターなどに確認する。



日ごろから悪質商法・振り込

高齢者はねらわれている！

全国の消費生活センターに寄せられる高齢者からの相談は年々増加しています。また振り込め詐欺の被害者も、その8割が高齢者です。「私はまだ元気だから大丈夫！」「ねらわれるのはお金持ちだけ」などと油断をしている人はいませんか？被害にあった人の多くが、「自分は大丈夫だと思った」と言っており、その油断が危険なのです。

残念なことですが、高齢者のみなさんは誰もがねらわれています。「私は大丈夫」などと油断せず、「私たちはねらわれている！」という気持ちでいることが大切です。



ここが
危ない！

高齢者の被害の特徴

家にいるときに ねらわれる！

リタイアして家にいることが多い高齢者。悪質業者はその隙をねらい、訪問販売や電話勧誘をしてきます。



「孤独」が高齢者を だまされやすくなる！

被害が特に深刻なのが、一人暮らしの高齢者や、近所づきあいが少ない高齢者です。相談できる人が身近にいないため、だまされやすくなってしまうようです。



「老後のお金の不安」に つけこまれる！

ほとんどの人が感じているであろう、「老後の資金は足りるかな…」という不安を利用し、「必ずもうかりますよ」「貯金しておくよりお金が増える」などと誘ってきます。



いわゆる「終活」関連の トラブルが急増！

最近、生前に葬儀や墓、遺産相続など、自分が死を迎えたときのための準備をしておく「終活」をする高齢者が増えており、それに関連したトラブルが増加しています。



め詐欺を撃退する心構えを！

悪質商法撃退のポイント

1 予定ない訪問者を家に入れない！



予定ない訪問者が来たら、ドアを開ける前に身分と用件を確認する。一度家に入れてしまえば、帰ってもらいにくくなるため、不要な訪問者は家に入れずに応対する。

3 「うますぎる話」は疑ってかかる

「絶対にもうかる」「後で高値で買い取る」など、"うますぎる話"を出されたら、まず詐欺を疑おう。



2 セールスの電話は「いりません」とはっきり断って切る

あいまいな返事は禁物。常に留守番電話設定にしておき、必要な用件のときだけ電話に出たり、折り返し電話をかける方法も有効。

4 契約の前には必ず誰かに相談しよう

高額な契約をするときは一人で決断せず、必ず家族や友人などに相談する。少しでも不安があつたり迷つたりしたときは、必ず消費生活センターなどに相談する。

振り込め詐欺撃退のポイント

1 どんな電話を受けても、あわてず冷静に！

「交通事故を起こした」「借金のかんさん取り立てで監禁されている」などと言われ、あわててしまえば犯人の思うツボ。冷静に相手の話を聞くようにしよう。



2 お金を振り込む前に、必ず誰かに相談！

どんな理由であっても、誰かから「お金を振り込め」「お金を送れ」と言われたら、払う前に必ず家族や友人、警察、消費生活センターなどに相談する。

3 「ATMに行って」と言われたら詐欺を疑う

ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできない。お金をもらう話でATMに誘導されたら詐欺を疑おう。

4 警察・行政機関・銀行の名前を出されても安易に信用しない

必ず一度電話を切って、その団体の代表番号に電話で問い合わせる。



遠慮は無用！

気軽に相談しましょう

悪質商法や振り込め詐欺の被害者の多くは、誰にも相談せず、一人で判断してしまっています。「ちょっとおかしいとは思ったんだけど、相談する相手もいないし…」などという理由から相談できず、被害にあってしまうのです。

あなたのお住まいの地域にも、消費生活に関するさまざまことを相談できる、消費生活相談窓口があります。「こんなことで相談していいのかしら」「相談するのが恥ずかしい」などと思わず、どんどん相談してください。それが被害を防ぐ最大のポイントです。



消費者ホットライン 188（イヤヤ！）

お住まいの近くにある、
消費生活センターなどの
相談窓口につながります。

警察相談専用電話 # 9110

電話をかけた地域を管轄する
警察総合相談室につながります。
緊急の場合は 110 番へ。

高齢者のご家族、地域の人へ

高齢者の悪質商法被害・振り込め詐欺被害を防ぐためには、高齢者の家族や、地域の人の見守りが大切です。何か悩んでいるみたい、見知らぬ訪問者が頻繁に来ている、あわてて銀行に行った、などの様子が見られたときは、「どうしたの？」「何か困っていますか？」と積極的に声をかけてください。そのひと言で、被害を未然に防ぐことができます。



沼田市消費生活センター TEL 0278-20-1500

【相談時間】 9:00～12:00／13:00～16:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)

【住所】 沼田市下之町888番地 TERRACE沼田3階